

## ( 案 )

## 葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱

令和 5 年 月 日  
審 議 会 決 定

## (目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区児童福祉審議会条例（令和 5 年葛飾区条例第 33 号）第 10 条の規定に基づき葛飾区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）が設置する部会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (常設の部会)

第 2 条 審議会に、部会として、里親認定部会、権利擁護部会及び児童福祉施設部会を置く。

2 里親認定部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 29 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 令第 32 条第 1 項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他葛飾区児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。
- (2) 法第 33 条の 15 第 2 項の規定による被措置児童等虐待（法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第 33 条の 15 第 3 項に規定するその報告に係る意見を述べること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。
- (4) 葛飾区子どもの権利擁護事業において、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について、諮問を受けて答申すること。

- 4 児童福祉施設部会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
  - (2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
  - (3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
  - (4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
  - (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
  - (6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
  - (7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第6条第1項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第9条第2項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第3条 前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（議事録）

第4条 部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

- (1) 部会の開催年月日及び開催場所
- (2) 出席した委員、臨時委員等の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議のてん末

2 議事録は、非公開とする。ただし、部会を公開した場合は公開する。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、子育て支援部子育て政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。